		第二十三条第一項各号列記以外の部分	次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出	
			を提出	
二　第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合　第二項第二号から第四号までに規定する書類	存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による提供を	請求に当たつては	第二十三条第二項第一号	（略）
		第二十三条第二項各号列記以外の部分	請求書には		
			ならない。		
	ならない。ただし、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	請求に当たつては			（略）

		（新設）		
	（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）	（新設）	第二十三条第二項第一号	（略）
	（新設）	（新設）		
（略）	（略）	（略）		